香川県高等学校体育連盟ハンドボール専門部

令和３年５月

高体連主催大会開催にあたっての安全対策ガイドライン（ハンドボール競技）

１　大会を開催するにあたって

大会の開催に際しては、選手・役員等をはじめ大会関係者全員の安全・安心の確保を最優先とし、開催する場合は、中央競技団体や全国高体連、競技ごとに示す安全対策ガイドラインに則って、十分な感染防止対策を行うこととする。

1. 大会会場の適切な感染予防対策等の実施
2. 密閉空間・密集場所・密接場面等の感染リスクが高い状況の回避
3. 感染が発生した場合に備え、参加者・関係者等への確実な連絡と行政機関による調査への協力

 以上の対応が整わない場合や、こうした対策を行っていても、その時点の全国や県内の感染状況に応じて、大会の急な中止の対応をお願いすることがある。

２　大会中の具体的な感染防止対策

1. 基本的な感染症対策

ア　競技会場において、手洗いや咳エチケット（マスク着用の指導）などの基本的な感染症対策を徹底する。

イ　会場出入口には消毒薬を設置し、トイレに石鹸等を準備するなど、適宜手洗いや消毒ができる場を確保する。

ウ　主に参加者の手が触れる場所（特に交代ベンチやボールなど）をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。

エ　密閉空間を避けるため、定期的に会場内に外気を入れる換気を行う。空調や衣服による温度調節を含めて、温度・湿度管理に努める。その際は熱中症にも注意する。

オ　密集場所を避けるため、人が集まる観客席、控え所等では１～２メートル程度間隔を空けさせ、更衣室等の利用にあたっては短時間の利用としたり、一斉に利用したりしないよう指導する。また、会場への出入りに時間差を設けるなど動線を工夫する。

カ　密接場面を避けるため、握手やハイタッチ、肩を組むなどの身体的接触を避け、近距離での会話や発声はしないようさせるとともに、応援は拍手のみで行うように指導する。

また、競技中については、中央競技団体が作成している競技別ガイドラインに従う。

キ　参加者は大会等の２週間前から健康チェックシート表を記録し、その表は学校ごとに保管する。当日の参加については、大会２週間前のチェック状況から適切に判断すること。

ク　引率者は、試合前に選手の健康状況（検温状況含む）を確認し、体調不良の選手がいた場合には、「（２）当日、生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応」に従って対応する。

ケ　競技中の水分補給に関してはチーム共用を避け、個人のものを使用する。

コ　共有物の適正な管理又は消毒を徹底する。

サ　試合場への出入りは試合当日に出場する選手及びマネージャー、顧問、引率者、役員、審判、補助員のみとし、競技終了後生徒はすみやかに退出し帰宅させる。

シ　会場に観客を入れる場合には、以下に配慮し周知すること。また、その時点の全国や県内の感染状況に応じて、入場制限や無観客試合を行うことがある。

　　①発熱の症状等がある場合や、非接触型体温計等を使用して検温し、３７．５℃以上の熱がある場合は入場を断ること。

 　 ②観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること。

　　③大声での声援を送らないことや会話を控えること。

ス　バスや公共交通機関を使用して移動する際は、必ずマスクを着用するとともに、可能な限り換気に努めること。また、密集空間を避けるため、会場への移動はバスの台数を増やす等の対応を検討すること。

セ　参加者に出したゴミを持ち帰るように呼びかけること。

ソ　大会に参加した者の中に感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。

タ　大会に参加した個人は保健所などの聞き取りに協力し、また濃厚接触者となった場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して２週間の自宅待機の要請が行われる可能性がある。

1. 当日、生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

 ア　発熱等の症状がみられる場合、大会出場を認めない。（各学校で指示しておくこと。） イ　当日、急に症状が出た場合、引率者は保護者及び各学校の管理職に連絡し、帰宅さ

せる。

ウ　体調不良の選手の健康状況については、引率者から専門委員長に報告し、専門委員長は大会運営に支障がある場合には、その結果を県高体連に報告する。

エ　引率者は、他の選手等の健康観察を徹底する。

（３）大会等の開催前後で、参加者の中から感染者等が判明した場合の対応

　　　ア　「学校における感染症予防対策ガイドライン別添資料2020.8 Ver.2」（令和２年８月県

教育委員会策定）([https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/15173/kansensyougaidorain.pdf)](https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/15173/kansensyougaidorain.pdf%29)

に基づき対応する。

イ　大会に参加した者の中に感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。

ウ　感染が確認された場合は各学校や行政機関指示に従い、その経過等については、県高

体連に報告すること。県教育委員会と協議の上、その後の大会運営に支障があると判断

した場合は中止することがある。

３　その他

ア　本人及び保護者に参加の意思を確認するとともに、それを尊重すること。

イ　新型コロナウイルス対策における学校の対応について、県教育委員会から通知があった場合は、それを優先して遵守すること。

ウ　香川県新型コロナウイルス対策本部会議で示されたその時点の対策期（警戒期）における対策( https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/wwf4tq200311154937.html)

を遵守すること。